

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（管理職員特別勤務手当） 第九条の二 条例第二条の規定に基づき、給与 条例第十七条の四第一項及び第二項（一般職 の任期付職員の採用等に関する条例（平成十 五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条 例」という。）第七条第二項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）の規定の例 により支給する管理職員特別勤務手当は、次 に掲げる職員に支給するものとする。 一・二 （略）</p> | <p>（管理職員特別勤務手当） 第九条の二 条例第二条の規定に基づき、給与 条例第十七条の四第一項（一般職の任期付職 員の採用等に関する条例（平成十五年広島県 条例第一号。以下「任期付職員条例」という 。）第七条第二項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）の規定の例により支給 する管理職員特別勤務手当は、次に掲げる職 員に支給するものとする。 一・二 （略）</p> |
| <p>2 （略） 一・二 （略） 三 第一項第二号に掲げる職員 次に掲げる 当該職員が受ける任期付職員条例第六条第 一項の給料表の号給又は同条第三項の規定 による給料月額に応じ、それぞれ次に定め る額 イ一ニ （略） 二 （略）</p> | <p>2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第十 七条の四第二項の規定の例により支給する管 理職員特別勤務手当は、前項第一号に掲げる 職員に支給するものとする。 3 （略） 一・二 （略） 三 第一項第二号に掲げる職員 次に掲げる 当該職員が受ける任期付職員条例第六条第 一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、 それぞれ次に定める額 イ一ニ （略） 二 （略）</p> |
| <p>3 （略） 一・二 （略） 三 第一項第二号に掲げる職員 次に掲げる 当該職員が受ける任期付職員条例第六条第 一項の給料表の号給又は同条第三項の規定 による給料月額に応じ、それぞれ次に定め る額 イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条 例第六条第三項の規定による給料月額 六千円 ロ 五号給 五千円 ハ 二号給から四号給 四千円 ニ 一号給 三千円</p> | <p>4 （略） 一・二 （略）</p> |

1・2 (略)

3| 当分の間、特定日（給与条例附則第八項で定める年齢に職員が達した日後における最初の四月一日をいい、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第九條第一項又は第二項の規定により同条例第九條第一項の異動期間を延長された同条例第九條第一項の管理監督職を占める職員については、同条例第八條第一項に規定する他の職への降任等をされた日をいう。以下この条において同じ。）が変更日以後である職員（特定日の変更日の翌日以後となる職員については、特定日の前日において第八條第一項の規定に基づきへき地手当の支給を受けている者に限る。）についての特定日以後の第八條第一項の規定の適用については、同項中「へき地手当の月額（以下「変更日以後のへき地手当の月額」という。）」「とあるのは「へき地手当の月額」と、「変更日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る変更日前のへき地手当の月額」とあるのは「附則第三項の特定日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る変更日前のへき地手当の月額（変更日の前日以前に他の職への降任等（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第八條第一項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。）をされた職員については、当該他の職への降任等の日の前日におけるへき地手当の月額又は変更日前のへき地手当の月額のいずれが多い額。以下この項において同じ。）の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」と、「当該変更日前のへき地手当の月額」とあるのは「当該変更日前のへき地手当の月額」の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」とする。

4| 当分の間、特定日の変更日以後である職員についての特定日以後の第八條第二項の規定の適用については、同項中「変更日の前日における給料」とあるのは、「変更日の前日（変更日の前日以前に他の職への降任等をされた職員については、当該他の職への降任等の日の前日）における給料の月額に百分の七十を乗じて得た額」とする。

5| (略)

1・2 (略)

3| (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、改正後の市町立学校

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の附則第三項及び第四項の規定は、令和六年四月一日から適用する。